

## 藤岡市奨学資金制度(貸与型)のご案内

藤岡市では、進学の見込みと能力を有するにもかかわらず経済的な理由により修学困難な学生を支援するため、奨学資金制度を設けています。令和6年度より貸与要件である保護者等の家計基準を緩和しました。

申請期間(予定) **令和7年2月3日(月)～2月28日(金)**

### 対象者(貸与条件など)

- 市内に1年以上居住している世帯の学生または生徒で、大学、短大、高等専門学校、高校、専修学校(修業年限が2年以上の高等課程又は専門課程に限る。)に在学している者もしくは入学しようとする者
- 学力優秀、品行方正である者
- 経済的理由により、学資支出に困難な世帯の学生及び生徒(※裏面家計基準を参照)
- その他：連帯保証人が2名必要になります。
  - ①保護者等(1人)
  - ②保護者等以外(1人) ※市内に居住し、一定の職業を持ち、奨学生及びその保護者等と生計を別にする成年者。ただし、市内で連帯保証人が得られない場合には、市外に居住する方も可能です。

### 貸与額

区 分		月 額
高等学校・高等専門学校		30,000円以内
大学(大学院を除く)		60,000円以内
専修学校	高等課程	30,000円以内
	専門課程	60,000円以内

### 貸与方法

毎月、年に2回(4月と10月)、年に1回(4月) ※選択できます。

※貸与開始年度は、4月貸与が間に合わないため、5月に4・5月分を合わせて貸与します。

### 貸与期間

定められた修業年限内

### 利息

無利子 ※正当な理由がなく返済を遅延したときは、延滞利子を付することがあります。

家計基準 ※日本学生支援機構の第二種奨学金の基準と同じです。

## 保護者等の貸与等要件基準額が 381,500 円以下であること

【計算式】 父及び母 2 人分の合計額により判定する。

$$\text{貸与等要件基準額} = \text{課税標準額 (課税所得額)} \times 6\% - \text{市町村民税調整控除額} \\ - (\text{多子控除}) - (\text{ひとり親控除})$$

※多子控除：保護者等が 2 人を超える子どもを扶養している場合、  
2 人を超える子ども 1 人につき 40,000 円を控除

※ひとり親控除：ひとり親世帯の場合、40,000 円を控除

課税標準額（課税所得額）及び市町村民税調整控除額は、住民税決定通知書で確認することができます。マイナンバーカードをお持ちの場合には、マイナポータルから「あなたの情報」より確認も可能です。

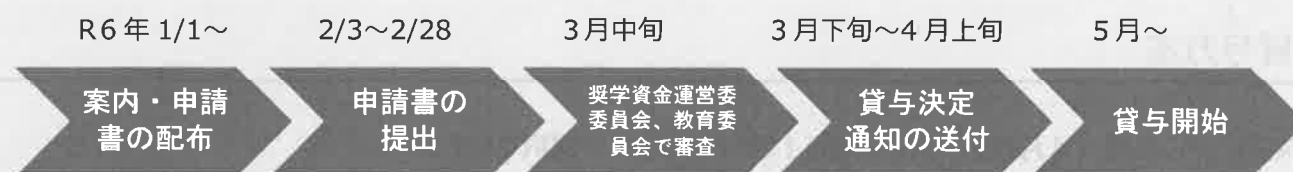
## 【参考】収入・所得の上限の目安（モデルケース）

表中の数字は、あくまで目安です。世帯構成等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

世帯人数	家族構成	★が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	★が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2 人	本人、親 1 (★)	1,166 万円	893 万円
3 人	本人、親 1 (★)、親 2 (無収入)	1,113 万円	879 万円
4 人	本人、親 1 (★)、親 2 (☆)、中学生	1,250 万円	892 万円

※親 2 (☆)は、例として、給与所得の場合(左表)は収入 300 万円、給与所得以外の場合(右表)は所得 200 万円とした場合。

## 申請の流れ



### 問い合わせ先・申請窓口

藤岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係

藤岡市総合学習センター 教育庁舎 2階

Tel : 0274-50-8211 / 藤岡市藤岡 1485 番地

★不明な点等あれば教育総務課へ直接お問合せください。